

○希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定について

(平成一二年六月一六日)

(医薬発第六三三号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一二年六月一六日付けで、薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第七七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具を左記のとおり指定したので、通知する。
記

(一) 希少疾病用医薬品

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効	申請者の氏名又は名称
(12薬) 第一四一号	ソマトロピン(遺伝子組換え)	プラダー・ウィリー症候群における体組成異常の改善	ファルマシア・アップジョン株式会社

(二) 希少疾病用医療用具

指定番号	医療用具の名称	予定される効能又は効	申請者の氏名又は名称
(12具) 第八号	磁気細胞分離システム	悪性腫瘍、非腫瘍性疾患、先天性疾患及び重症自己免疫疾患における同種骨髄移植、同種末梢血幹細胞移植、自家骨髄移植、自家末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植時における造血幹細胞(CD三四陽性細胞)の分離採取	麒麟麦酒株式会社